

一般社団法人 日本助産学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条2項の規定に基づき、会員の権利及び会費金額、その他必要な手続きについて定めるものである。

(会員の権利)

第2条 定款第9条に定める本法人の普通会員、特別会員及び学生会員の権利は以下の通りとする。

- (1) 本法人の主催する学術集会で研究成果等を発表すること。
 - (2) 別に定める投稿規程により学会誌に研究成果等を発表すること。
 - (3) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。
 - (4) 本法人が運営する研究助成に申請を行うこと。
 - (5) その他、理事会で決定した事項。
- 2 定款第9条に定める本法人の賛助会員の権利は以下の通りとする。
- (1) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。
 - (2) 本法人が発行する学会誌へ会員価格（通常の半額）で広告掲載を申し込むこと。
 - (3) その他、理事会で決定した事項。
- 3 定款第9条に定める本法人の名誉会員の権利は以下のとおりとする。
- (1) 本法人が発行する学会誌最新号・最新掲載論文についての案内及びニュースレターの配信を受けること。
 - (2) 本法人の学術集会への参加に際しては、参加費の納入を要しない。
 - (3) 代議員選挙及び役員選挙の選挙権、被選挙権は付与されない。
 - (4) その他、理事会で決定した事項。

(会費)

第3条 定款第9条に定める本法人の会員の会費額は以下の通りとする。

- 2 普通会員の会費は、年額10,000円とし、入会の際には別途2,000円の入会金を要する。
- 3 特別会員の会費は、年額10,000円とし、入会の際には別途2,000円の入会金を要する。
- 4 賛助会員の会費は、年額30,000円（一口）とする。
- 5 学生会員の会費は、年額4,000円とする。

(会員種別の変更)

第4条 会員種別の変更は、随時の会員の申し出により行なうものとする。ただし、名誉会員は除く。

- 2 特別会員から普通会員へ会員種別を変更しようとする者は、所定の電磁的方法もしくは入会申込書により助産師免許番号、助産教育卒業機関名、卒業年度を届出の上、学会事務局へ提出する。
- 3 学生会員から普通会員へ会員種別を変更しようとする者は、所定の電磁的方法もしくは入会申込書により助産師免許番号、助産教育卒業機関名、卒業年度を届出の上、学会事務局へ提出する。
- 4 学生会員から特別会員へ会員種別を変更しようとする者は、学会事務局へ会員種別変更の旨を申し出る。
- 5 本条第1項の規定に関わらず、学生会員を継続しようとする者が所定の期日までに学生証の提示を学会事務局に対し行わないとき、学会事務局は会員の申し出なしに当該会員の会員種別を特別会員へ変更することができる。
- 6 本条各項に規定された会員種別の変更には、入会金は要しないこととする。
- 7 名誉会員への会員種別の変更は、理事会の議を経て、行うこととする。

(本規程の改定)

第5条 本規程の改定は、社員総会の議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は、平成26年3月21日より施行する。
- 2 本規程は、平成27年3月27日より施行する。
- 3 本規程は、平成29年3月17日より施行する。
- 4 本規程は、令和元年3月1日より施行する。